

○委員長(末松信介君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(末松信介君) 行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査を議題といたしまし。

本日は、行政の活動状況に関する件について質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○風間直樹君 よろしくお願います。

今日は、司法、検察とそれから警察を対象に質疑をさせていただきます。私の質疑のテーマは二点、一つは菅家さんの冤罪事件の足利事件、それからもう一点は村木事件であります。

まず、足利事件について質疑を進めます。菅家さんの冤罪が確定いたしましたからしばらくの時間がたちました。この冤罪確定後、各種報道によりまして、菅家さんではない、つまり真犯人の存在を強く示唆する、こういった報道が行われているところであります。雑誌あるいはテレビです。

こうした報道の蓄積によりまして、この足利事件は、この事件のみにとどまらず、栃木県の足利市、そして群馬県の太田市、この二県二市にまたがる五つの連続幼女誘拐事件の可能性が大きいということ、過日の行政監視委員会でも指摘をいたしましたところであります。ところが一方で、真犯人の捜査は現在のところ目立った進展を見せておりません。

今日はまず総務大臣にお尋ねをすべく御出席をいただいているところでございますが、事前に総務大臣には、私の方から事務方を通して、この報道、特に月刊誌の報道を御覧いただきたいという要請をいたしましたところでございます。

片山大臣、この月刊誌をお読みになられました感想をお尋ねしたいと思うんですが、特にこの捜査に進展がない点に關しましてどのような御所見をお持ちか、その点を含めて御感想をいただければと思います。

○国務大臣(片山善博君) 私もかねてこの記事には接しておりました、また改めて目を通してみました。

菅家さんの冤罪事件というのは、本当に御本人にとつてつらいことでありまして、この冤罪事件の完全な解決は、やはり真犯人がしっかりと特定されること、そしてその法的責任が問われることが大きいと思います。報道からいろんなことが推測されます。是非捜査当局において説明をしていただければという、そういう感想を持ちました。

○風間直樹君 我々政治には、国民の生命、福祉、財産を守るといふ大事な責務がございます。特に、この質疑を通して私は国民の命の尊厳を守るといふ政治の責務を果たしたいと、このように思っております。総務大臣にお越しいただきましたのは、実は総務省は行政評価局に与えられた権限を通してこの事件に關してもやはり何らかのことが出来るんじゃないかと、こういうふう

に考えているからであります。そこでお尋ねをしますが、総務省の行政評価局は、足利事件に關しまして、真犯人の存在を示唆する各種報道を基に今日まで何らかの調査や監査を行っていらっしゃるかどうか、お尋ねします。

○国務大臣(片山善博君) 特に個別の事件、特に刑事事件について、その真犯人がどうかとか、そういうことは総務省の行政評価の所掌範囲ではないと思っております。したがって、この事件を含めて、個別の案件について、総務省の行政評価が機能を發揮したということはないと承知をしております。

○風間直樹君 この行政評価局の業務について、その運営を取りまとめた要領がございます。行政評価・監視業務運営要領、平成十三年の一月六日に制定をされております。この二条、目的及び方針というところでこのように書かれています。行政評価・監視は、国民一般の福祉に即した公正な立場において、国の行政運営の改善を図ることを目的とする。このため、行政がその本来の企図のよう

に運営されているか否かを具体的に把握し、改善すべき事項を指摘し、その適正を図ると。この二条の文章に従いますと、総務省として例えば私は以下のような対応が可能ではないかと考

えるんですが、大臣が行政評価局を指導してこれらを実施する考えがあるかどうか、お尋ねしたいと思っております。つまり、私が可能ではないかと考

えるものとは、この条文、行政がその本来の企図のよう

に運営されているか否かを具体的に把握とあり視官が現地、この場合には足利市、太田市ということになります。ここに赴いて、そして被害者遺族など事件関係者の話を聞くこと、これは可能

なではないかなと思っておりますが、大臣、この点はいかがでしょうか。

○国務大臣(片山善博君) 行政評価局の行政評価の仕事といえますのは、国の行政機関が本来の目的に従って円滑に業務を実施しているかどうかという、こういう観点からの評価なり監視ということになりますから、一般論として申し上げますと、例えば、その行政機関の行政作用の及ぼす相手方、当事者から意見を伺うということは一般論としてはございます。

ただ、個別の刑事事件について、それはそれぞ

れの捜査当局が独自の権限を持って、また資料を携えてやられるわけで、そこにその評価局の職員が乗り込んでいって当事者なり関係者から意見を伺うというのはいささか問題なしとしないと私は思

は抽象的、一般的には対象にはなし得ると考えております。もちろん、これはこちら側の体制でありますとか準備とかありますので一概に即断はできませんけれども、抽象的にはそういうことはあるかと思

いますけれども、個別のこの種の事件について総務省が乗り出すということは、私は制度上想定されていないと考えております。

○風間直樹君 この制度上想定されているかいないかをめぐって、大臣、今お考えを述べられました。私は、制度上これは可能ではないかという立場でございます。

大臣おっしゃいますように、これは司法の問題でありまして、あるいは捜査の問題でありまして、一義的には警察、あるいは逮捕は検察が対応すべき課題であります。ところが、私を含めて、同じ民主党の有田議員もこの件を予算委員会で取り上げておられますけれども、国会議員が複数回にわたって国会でこの問題を取り上げても、なかなか捜査当局が、あるいは司法当局がこの事件にかかわろうとしない。少なくとも目に見えた進展がないと。この点に、私どもはもとより、これらの五つの事件の被害者の御家族も大変な憂慮を募らせていら

っしゃるわけでありまして。つまり、当然ですが、国会には、このように司法機関が国民の意に反して動かないときにそれを強く督促する手段というのは、あるいは調査する手段、監査する手段というのはありません。では、この手段をどこが持っているかという、司法当局以外には実は総務省に置かれて

いる。そのため今日は大臣にお越しいただきまして、このような質疑をさせていただきます。

私は、例えばこういったことが可能ではないかと、この要領に基づけば、イメージをしているんですが、まず評価監視官を現地に派遣して関係者の話を聞くと。その上で、これは総務省がタッチすべき問題かというのが明らかになります。タッチすべきであるか、あるいはそうでないか。そこでもし、これはやはり被害者あるいは御遺族の心

情に照らして捜査機関がその思いにこたえていないということが明らかになれば、例えば総務大臣から関係機関に対して、評価監視官を派遣したんだけれども、このような状況だったのでまずはそのことをお伝えします、あるいは、こういう状況です、このように報告あるいは伝達をすることは、私はこの第二条に基づけば可能ではないかと思っております。

なぜこのようなことを申し上げるかといいますと、このように現地に行つて、そしてその状況を基に関係機関に報告をすることの効果が非常に大きいと思うんですね。人間、何かの問題、課題があつて、そのことに対して繰り返し指摘を受けると、真面目にやらないとこれはまずいなど、こう思うものであります。そういった意味で、総務省のこの監視の意義は非常に大きいと思うんですが、大臣、いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(片山善博君) 先ほど申し上げましたとおり、事司法といえますか、刑事事件の捜査になりますと、今おっしゃつたような手法は私はなじまないと思ひます。特に今回の場合、おっしゃつておられるのは警察行政でもあります。そういう面からしても私はなじまないと思ひます。むしろ、国会で議論が行われて、今日もお越しでありますけれども、それぞれの捜査当局の職務三役の方々がそれぞれの所管の捜査機関をどういうふうな指導されるのか、もちろん、これは個別について恐らくあしろうこうしうと言ふことは謙抑的でないといけないと思ひますけれども、そういう中でどういふふうな包括的な指導をされるのかということが専ら重要ではないかと思ひます。

○風間直樹君 私の立場は大臣とは若干違うんですね。この事件に関して捜査当局が、あるいは司法がこれまで適正な業務を行つてきたのであれば、私は大臣のおっしゃるとおりでいいと思ひます。ただ、そうではないという報道がこれだけ出てきている。だから、我々国会の立場では看過で

きないと、こう思うわけでありまして。しかし、大臣の御所見は御所見でありますので、それはそれとして私も尊重させていただきます。

そこで、委員長に提起、提案させていただきます。いんですが、現在、この行政に関する監視業務というのは、今質疑を通して話しましたように総務省に置かれています。行政評価局という形で置かれています。しかし、この足利事件あるいは村木事件もそうでありまして、司法、検察あるいは警察を含めて、国民の本当に福祉に利しているのかどうかという疑念が生じた場合、その実態を我々国会は調査することができません。つまり、調査するための手段を持っていません。

そこで、総務省に置かれておられる行政評価局の中で、政策評価を除く監視業務に関しては、私は総務省の下ではなく、この際、国会の下に移すことも検討していただくべきではないかと思つております。この指摘は昨年十一月一日、松村龍二委員が同じく総務大臣に質疑をされたときに、総務大臣も総務省の下にこの監視業務をなくもいいのではないかと趣旨の答弁をされていらつしやると記憶をしております。ごさいま

後日、理事会で御協議をいただきますよう、お願い申し上げます。

○委員長(末松信介君) ただいま風間委員から御指摘ありました件につきましては、後日理事会で協議をさせていただきますと思ひます。

○風間直樹君 それでは、総務大臣に続けてもう一問お尋ねをさせていただきます。

政策評価が十二年ほど前から始まりました。これは、各府省が独自に自らの行つた政策を評価する、その後、総務省が客観性担保評価活動という名目でそれぞれの各府省の政策評価が妥当なものであるかどうか、それを更に調べると、こういう仕組みになつていくというふうな聞いています。仄聞しますと、各府省にもこの政策評価疲れと

いうのが出ておると。総務省にも、これを第三者的立場で後で評価をまた行うということで、やはり政策評価疲れがあるという声を耳にするんですが、大臣、この辺の実態はどんなふうに見ていらつしやいますでしょうか。

○国務大臣(片山善博君) 政策評価疲れというのは巧みな表現をされたと思うんですが、私は、いささか個人的な見解も交えて答弁いたしますことをお許しいただきますならば、元々この政策評価というものは限界があると考へております。といひますのは、実際にその業務を執行している行政機関が自ら評価をするわけでありまして、日本の行政組織の風土といひますか慣行からいひますと、やはりおのずから限界があると思つております。

ちなみに、私は鳥取県で知事をやつておりましたが、四十七都道府県の中で唯一、鳥取県だけがこの行政評価は導入していません。じや、その種のチェックはしなかつたのかということ、そうではありませんが、私がやりましたというか求めましたのは、議会による距離感のある徹底したチェックをお願いしたいということ。それから、監査委員というのが自治体にはありますけれども、その監査委員の機能を強化し、強化しといひますのは独立性を強化し、人員も充実をして、やはり距離感のある客観性のあるチェックをしてもらうということの方を力を注ぎました。行政評価という内部評価、自己評価はむしろ、毎年予算と決算をやつておられますので、予算編成過程などを通じて内部評価はしつかりやつていく、あとは外部チェックをちゃんとやるということに重きを置きました。それが私は結果としては良かったと思つております。

国の場合、行政評価は所定の法律を作りまして今やっておりますので、私は担当大臣としてそれを所管しております。できるだけそれを、限界を乗り越えておられますか、限界を克服して、評価を疲れであるとか、それから限界にぶつたるといふことを克服したいと思つております。

そのポイントには、一番いいのはやはり透明性を拡大するということだと私は思ひます。各部署が自分で評価をして、あれこれと評価するんですけども、それよりも効果があるのは、その過程を通じてそれを透明化をすることだと思つております。

先般、行政刷新会議が、一種のあれも評価でありますけれども、非常に世間の注目を集めましたのは、オープンな中で透明性をできるだけ拡大してやるということが、それが国民の皆さんに共感を得たわけでありまして、それは、私が今申し上げている自己評価にも透明性を付加するというに通じるんだらうと思つております。

そんな観点を含めて、評価疲れにならないように、今、私は大臣として局職員を指導しているところでありまして。

○風間直樹君 この政策評価局の中で政策評価疲れが出ておられるためにもう一本の柱、監視業務にも支障が出るのではないかと、こういう声も耳にします。で、大臣、また省内で実態を改めてお調べになつてみたらどうかと、こういう問題提起をさせていただきます。総務大臣には御退席いただいで結構でございます。

では、続きまして、国家公安委員会に対して質疑をいたします。

三月八日に、参議院予算委員会におきまして有田議員が質疑を行いました。この際、菅総理が答弁に立たれまして、足利事件を含むこの五件連続ではないかと言われる幼女誘拐事件、この件についてこのように答弁されました。今後、同一、同種類の事件を防ぐ意味からも、必要なことについてはしっかりと対応することが警察等においても必要と。この総理答弁後、つまり三月八日以降に新たな捜査に関して指示をしたのかどうか、この点につきましてお尋ねをいたします。

○政府参考人(金高雅仁君) 警察といたしましては、足利事件とその前後に発生いたしました幼女を対象とする凶悪事件が同一犯人による犯行の可

能性は否定できないものというふうに認識をしておりまして、これらのうちいまだ時効を迎えていない事件について、そのような可能性を十分に視野に入れて捜査に当たっていると聞いています。

○風間直樹君 局長、それは典型的な官僚答弁でありまして、私の尋ねたことに対して答えていない。一言で言ってください。新たな捜査を指示したのかどうか。お願いします。

○政府参考人(幸高雅仁君) ただいま申し上げたとおりでございます。従来からそういった観点で捜査をしているところでございまして、新たに指示はしてございません。

○風間直樹君 分かりました。していないということですね。

○政府参考人(幸高雅仁君) 捜査の申しつけまは、国家公安委員長は個別の事件捜査について具体的な指示をなされる立場にはございませぬ。捜査の指揮は都道府県警察本部長が執っているものでございます。

○風間直樹君 そうしますと、三月八日に有田議員に問われて総理が、警察等においては必要なことをしっかりと対応しなければいけないと、こういう答弁をされた。この日、同じ委員会で中野国家公安委員長も相当踏み込んだ答弁をされているわけでありまして、ところが、今お尋ねしたら、三月

八日以降新たな捜査は指示していないと言っていることは、総理がそこまで踏み込んで、あるいは国家公安委員長がそこまで踏み込んで答弁をしても、これは捜査当局としては動いていないと、これら政治家の指示を実際にはまだ反映していないということですね。

○政府参考人(幸高雅仁君) 国家公安委員長は、この事件につきまして、従来から、連続犯の可能性を含めてあらゆる可能性を排除することなく捜査に当たるべきという御認識を示されておられます。その意を体して私どもが群馬県警に対して必要な調整を行うという形で捜査が進んでいるところでございます。

○風間直樹君 総理も公安委員長もこれだけ三月八日に踏み込んだ答弁をしているのですから、捜査決定権は公安委員長にないという今の答弁でしただけでも、やはり総理の答弁、公安委員長の予算委員会における発言というのは、これは無視できないはずであります。捜査当局は、この二人の、つまり総理と公安委員長の発言を基に一層の捜査を進めていただきたい、これ私からも強く求めておきます。

さて、この五つの事件が同一犯による連続事件だとして、その最後に位置付けられています事件が一九九六年七月の七日に発生した横山ゆかりちゃん事件であります。群馬県の大田市内のパチンコ店から当時四歳のゆかりちゃんが行方不明となった、群馬県警は防犯ビデオの男の映像を公開し行方を追っている、こういう事件であります。

この事件は、刑事局長、今年で十五年目をちよと迎えるわけですが、時効になつていないのでしょうか、それとも時効でないのでしょうか。

○政府参考人(幸高雅仁君) この事件につきましては、被害者が発見に至っていないという状況でございまして、したがって、既に時効になつたかどうかという判断は非常に困難なものでござい

ただ、私もといたしましては、あらゆる可能性を考慮して捜査を続けているということでございます。時効で捜査を中断するということなく捜査を続けてまいりたいと考えております。

○風間直樹君 つまり、ゆかりちゃんは当時四歳、今年で二十歳になるわけですが、発見されていない。したがって、時効でないということでしょうか。

○政府参考人(幸高雅仁君) そういう認識で捜査をしております。

○風間直樹君 そうしますと、時効でないということとすると、この五件に関しては、捜査上、県境の壁、つまり栃木県と群馬県という県境の壁、これは県警の壁と言ひ換えてもいいかもしれません、同時に、今答弁にもありましたが時効の壁、この二つの壁を乗り越えることができるわけでありまして、時効でないのであれば、当然ほかの四件も同一犯による可能性を捨て切れないのでありますから、これは捜査をしていただかなければなりません。

私がこう言いますのは、これまで警察の捜査は足利事件を含む栃木県内で起きた二件の捜査について対象としてきたというふう聞いておられます。これを五件というふうにとらえ直しますと、共通点が見えてくるのではないかと思います。もし菅家さんの冤罪確定の時点で五つの事件に対する捜査の仕方が大きく変わってれば、また違った展開もあつたのではないかとおもうところであります。

捜査当局におかれましては、群馬県警をして栃木県警を指導、督促して、この五つの事件の解決を一日も早く行つていただきますように要請を強くいたします。

それでは最後に、村木事件について法務省にお尋ねいたします。

先般、私も行政監視委員会の委員は、最高検察庁に向きまして笠間検事総長と面会を行いました。この席で、村木事件につきまして多くの委員から様々な意見あるいは質問が出されました。この中で複数の委員から繰り返した質問は何

かといえますと、笠間検事総長の、この村木事件に関して、国会、委員会に出席をして、やはり検察の組織再生を図るために、総長自らその理念、考え、これを国会の場で明快に語るべきではないのかと、なぜ総長は国会にお見えにならないのかと、こういう指摘が繰り返されました。

しかし、この指摘に対して、総長の答えは必ずしも明確な歯切れのいいものではありませんでした。すなわち、国会への検事総長の出席の可否を判断する決定権者が誰かということが、我々委員が最高検察庁に行つた際には明らかにされなかつたわけでありまして。

そこで、法務省にお尋ねをしますが、検事総長の国会出席の可否を決定する権者は誰でしょうか。

○副大臣(小川敏夫君) 法務大臣と考えております。

○風間直樹君 分かりました。

そうしますと、江田法務大臣が、もし国会から検事総長の出席要請があつた場合にはその可否を判断して、そして、笠間検事総長に委員会に出てもらおうとか、あるいはここは出てもらうべきではないと、こういう判断をされるというわけでありまして。

そうしますと、副大臣、我々委員一同は与野党を問わずこう考えています。歴史的に、検事総長が国会に出てきた、このいわゆる慣行というのはもうほとんどない。これは恐らく特定の事件が政治的に利用されるのを防ぐと、こういう観点もあつたのだらうと私は推測をしております。ただ、今回の村木事件は違つたんです。つまり、検察の言つてみれば違法捜査によつて検察自身の信用が失墜したという事件であります。

我々は、この事件に鑑みて、検察の信用を再び立て直すためには、やはり検察のトップである総長が国会の場でその考え、あるいは検察再建の方向性を明確に語るなければいけないと思つて、副大臣、お考えをお尋ねいたします。

○副大臣(小川敏夫君) まず、国会の答弁の方

は、これは大臣あるいは政務三役が行うものというところでございまして、必要があれば、技術的なこととか事実関係とかそういうことであれば、その補助者として職員を指名することができるといふことでありますが、その判断はやはり法務大臣であるかと思ひます。

また、その検察の不祥事について、これをしっかりと反省の上で立って改革を遂げなければならぬというのには、これはまさに法務大臣、私ども政務三役、その責任の言わば任に当たつておるところでございまして、現場の最高検におきましては、なぜそのようなことに至つたのかということのその背景というものを検証し、その検証結果が法務大臣の方に報告されておるわけでございます。

それを受けて、検察の在り方検討会議というものをご法務大臣の諮問によりまして行ひまして、また、その後の在り方会議からの提言もいただきまして、それを踏まえて、また更に新たな検察の在り方を、しっかりと国民の信頼を受けられる確固たる検察としなければならぬ、そのような責任を負つておるのは法務大臣であるといふふうに考へております。

○風間直樹君 時間が来ましたので、最後に私の考へを述べて終わりたいと思ひます。

副大臣、政権交代しまして、政務三役がやはりその下の官僚の皆さんを指導あるいは督促し行政を行うという体制に変わったと我々理解をしております。そうであれば、今の副大臣の御答弁はいささか御遠慮されてはいるのではないかと感じます。

法務大臣は、法務省の特別の機関、行政機関である検察庁の事務を統括し、職員の服務を統括することになつております。また、捜査、起訴、公判維持という検察官の事務については、限定的に指揮監督できることになつております。そうであれば、捜査、起訴、公判維持に係らない検察の組織、人事に関する事項については法務大臣に指揮監督権があり、今副大臣おっしゃいましたように

に、所管大臣として法務大臣が検事総長に国会に出席を命じることができるとはなりません。また、検事総長は、国会出席について自ら大臣にその可否を伺うことができるはずであります。先般の検事総長の姿勢には、そういう判断を自分がしなければいけないという点はうかがへませんのでした。

このように考へなければ、行政権の属する内閣が法律の誠実な執行を行うことは不可能になるといふのが私の考へであります。

以上、私の質疑を終わらせていただきます。  
○石橋通宏君 民主党の石橋通宏でございます。今日は、質問の機会をちょうだいしましてありがとうございます。

今日、私は、福島原発事故の問題につきまして、三月十一日の事故発生以降、現在に至るまで、本が大変な状況の中で事故収束のために日夜頑張つていただいております作業員の皆さん、本当に皆さんに敬意を表しながら、そして感謝をいたしながら、皆さんの健康、安全、そして命を守るための政府の役割、責任という点について絞つてお伺いをしたいといふふうに思ひます。

まずは政府に確認をさせていただきたいと思ひますが、福島原発のこの事故を収束するということとは、これはもう本当に国を挙げての政府の責任として全力を挙げてやつていただかなければならぬわけですが、とりわけその収束に向けては、今申し上げましたように、この作業に当たつていただいている作業員の皆さんの命と健康と、そしてこれからの将来も含めた、これをしっかりと政府の責任として守ることも同時に収束のためには必要なことだといふふうに考へておりますが、この点につきまして、まず政府のお考へとそして決意をお伺いしたいと思います。

○大臣政務官(中山義彦君) 今御指摘の点で、責任の問題がありますが、収束の道筋を国がアドバイスをして、それを東電が確実にやつていくといふことを我々がしっかりと見ていくという意味で、

我々の責任、国の責任は大変重し、しっかりとやつていかなければならないといふふうに思ひます。

○石橋通宏君 今お話がありましたけれども、やはり私は、政府がこの作業員の安全、健康問題についてもしっかりと責任を持つてやつていただくことが重要だと考へております。

その観点から、厚生労働大臣に今日はおいでいただきましてありがとうございます、お伺いをさせていただきます。先週、ちよつと前に、五月の七日に厚生労働大臣御本人が福島第一原発を訪問をされております。まさに、Jヴィレッジで恐らく防護服を身に着けられて、作業員の皆さんが現場に行かれるのと同じ形で現場に入られて、そして今の状況、免震棟の中も、そしてまた現場の作業環境も含めて御覧になつて、いかに作業員の皆さんがどういう環境で仕事をされておられるか、まさにその現場を御覧になつたといふふうに考へております。

その観点から、大臣、是非、現場を御覧になつての、やはり我々の、政府の責任として作業員の皆さんの命、健康を守るんだという思いについて、改めて大臣の御見解をお願ひをしたいと思います。

○國務大臣(細川律夫君) 今、石橋委員の方からお話がありましたように、私は五月の七日にJヴィレッジとそれから福島第一原発の方に行つてまいりました。

Jヴィレッジから福島原発に行く間、これマイクロスコープで行きましたけれども、その間、人が一人も見えない、いない、牛が放牧をされて、主のいない牛が、何というか、漂つているといひますか、そんな風景を見まして、本当に町全体が死の町のような印象をまです受けました。

そして、完全防護服を着まして、そして第一原発の免震棟の方に行きましたけれども、防護服を着てマスクをいたしますと、動作もなかなか鈍くなりまして、非常に動くのも不自由、何か息をするのも何となくにくいような、そんな状態で免

震棟の中に入りました。そこには作業員がたくさんおられまして、そしてたくさんの方がそこで作業をしたり休んだりいたしておりました、その状況を拝見をいたしまして、この原発の収束作業、これは大変な作業であるといふことをまず実感いたしました。

そこで、私は作業員の皆さん方に、あなた方、皆さん方のこの作業といふのはもう世界中の人たちが注視をされていると、何とかこの原発収束をしていただくように心からお願ひをしますと、こういうことで、しかし、私の方では皆さんの健康が大事だということ、したがって、被曝量の管理とそして皆さんの健康と、これが私にとつては関心の最も高いところであり、皆さん方が無事の作業を終えられることを心から期待をしております。作業員の皆さん方のまずは被曝線量の管理、そしてまた健康管理、これをしっかりとつていただく、また私どもの方としてもそれを指導していくということも強く思つた次第でございます。

また、会社側からいろいろとお話も聞きまして、会社側の方としても、収束に向けて最大限の努力をしておりますけれども、なかなか思うようにいかないところもあつて国民の皆さんにも御心配を掛けているといふようなお話もございましたけれども、いずれにしても、原発が収束をしなくては、このための作業といふのはこれは何となくもやり抜いていただかなければならないと思ひますし、そのために健康管理といふものは私どもの方としてはしっかりとつていきたいと、指導してまいりたいと、このように考へたところでございます。

○石橋通宏君 大変率直な感想をいただきました、ありがとうございます。

しかし、今大臣の口から無事に作業を終えられることを期待をいたしますといふお言葉がございましたけれども、もう期待をするという段階はとつて過ぎていくといふふうに私たちは思つております。これはもう確実に健康確保に向けた措置